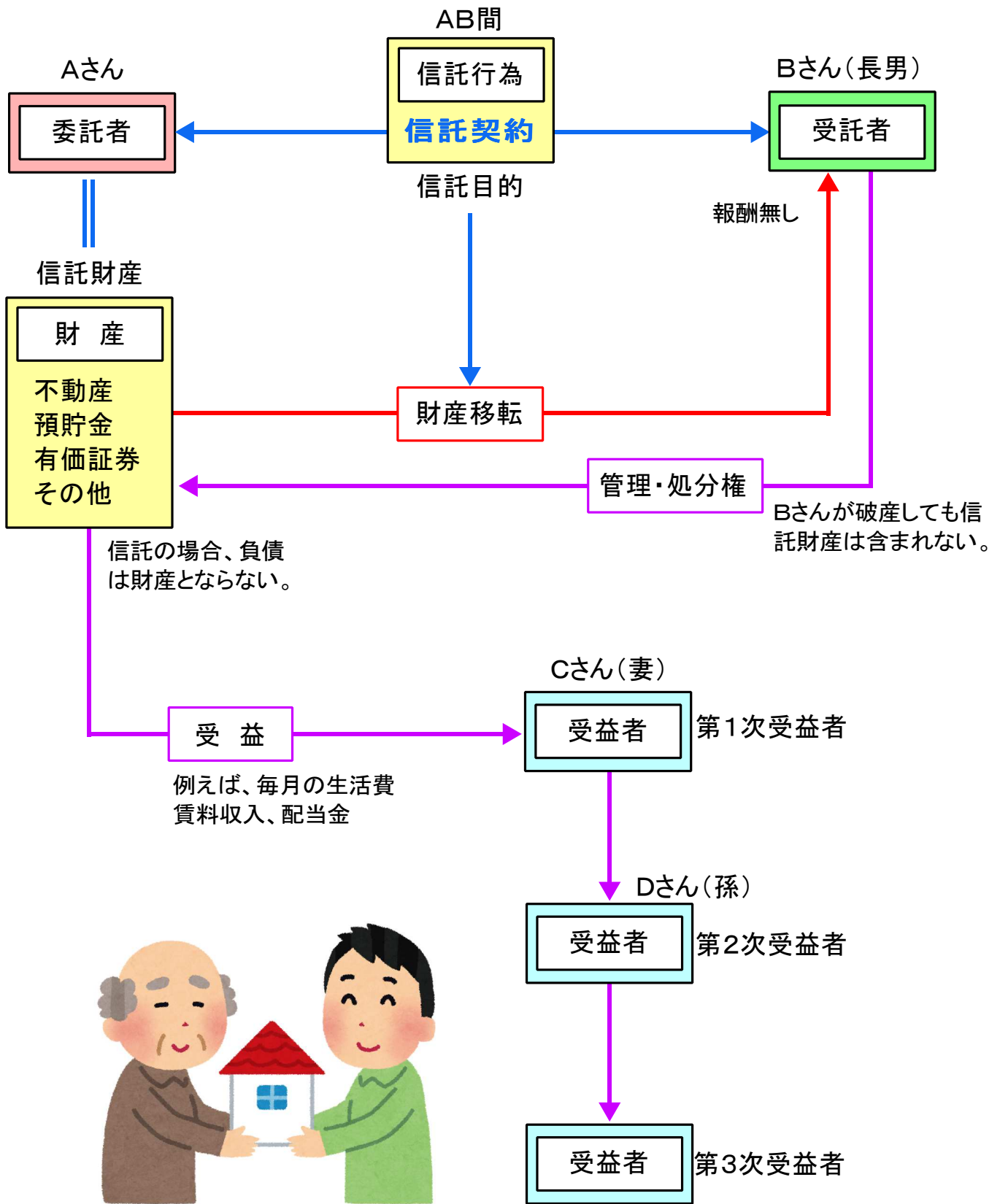


信託の基本構造



遺言に勝る家族信託

家族信託

近年、「信託」という言葉を良く耳にします。しかし、誰を信じて何のために、何を託すのか？そして託した後は、どうなるのか？「信託」＝「信じて託す」



▼信託法2条1項および2項より…信託とは、ある者が、

- ①「信託行為」によって
- ②「特定の者に対して」
- ③「一定の目的に従って」
- ④財産の管理または処分およびその他の該当目的のために必要な行為」をすることを委託して、
- ⑤財産を移転すること。

▼噛み砕いて説明します。

(例) 別紙1参照

Aさんは、高齢で健康不安になったので、信頼できる長男のBさんに対して、一定の目的を達成するために、自分の所有する財産を移転して、その財産の管理または処分することを託しました。

※一定の目的とは…自分が生存中は自分と妻の生活費に使用するが、自分の死後は、妻と孫に学費に使用するという目的を達成すること。

▼言葉の説明

- ・「委託者」＝一定の目的を設定して財産を移転する者。
- ・「受託者」＝委託者から一定の目的達成のために財産の移転を受ける者。
- ・「信託財産」＝一定の目的のために受託者へ移転された財産。
- ・「受益者」＝受託者が委託者から移転を受けた財産(信託財産)を管理または処分することによって利益を受ける者。
- ・「信託行為」＝「信託」という法律関係を発生させる行為。信託法第3条によれば、具体的には以下の3つの方法がある。

- ①信託契約(委託者と受託者の契約)による場合。
- ②遺言による場合。
- ③公正証書等による場合。



▼家族信託とは

「家族信託」は法律用語ではありません。家族のためにする「信託」(民事信託)の意味です。

具体的には、高齢者や障がい者をもつ人の生活等を支援したり、事業承継するために活用出来る制度です。

- ◎自分が死亡した後、遺された高齢の妻のため。
- ◎自分が死亡した後、遺された高齢の妻や子どもや孫達のため。
- ◎自分が死亡した後、遺された高齢の妻や障がい者を有する子どものため。
- ◎自分が死亡した後、自分の財産を相続させたくない子がいるため。
- ◎自分創業し経営してきた会社の事業を長男に引き継がせたいが税金問題に不安があるから。

このように、家族の財産や事業を「守る」「活かす」「遺す」ための法的制度です。

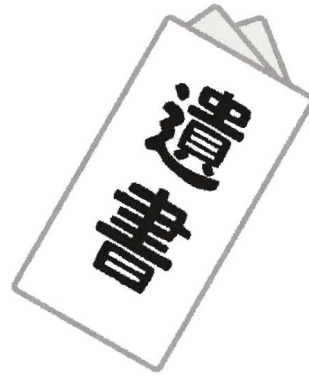
▼類似の制度

◎財産を「残す」制度

- ①遺言
- ②相続
- ③贈与

◎財産を「守る」制度

- ④後見制度(法的後見制度・任意後見制度)
- ⑤財産管理を目的とする委任契約



▼上記①～⑤の精度と信託制度との違い ※詳細部分は除外

(イ) 賃借法を含め「財産」のことを定めた法＝「一般法」 < 「信託法」＝「特別法」となります。

(ロ) 信託制度は、単なる「財産管理」にとどまりません。

(ハ) 信託財産の管理運用によって、信託行為で定めた信託目的に適合するように有効に活用することができます。

(ニ) 財産や事業の承継をする機能が大きい。

(ホ) 信託によって受益者に係わる身上監護、生活関係、財産管理全般を支援する仕組みとして利用できます。

(ヘ) 信託は、当事者の死亡によって終了することはありません。

・委任契約: 委任者、受任者の死亡によって、委任契約終了となります。(民法653-1号)



▼注意事項

「信託」のご相談は、それぞれのご家庭で異なります。本書の内容は、分かりやすく解説したものですが、全てではありません。

ぜひ、専門の弁護士、司法書士の先生方へご相談下さい。

NPO法人ヒーリングでは、提携の先生方をご紹介します。

お気軽にご相談下さい。TEL:096-288-2679